



子ども・子育て支援事業計画

計画策定の趣旨

- 令和5（2023）年4月に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、こども基本法が施行され、同年12月にはこども大綱が閣議決定されました。
- 「第3期木津川市子ども・子育て支援事業計画」は、これらのこどもを取り巻く環境の変化に対応しながら、国より示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正」を踏まえ、質の高い就学前のこどもの教育・保育の総合的な提供をはじめ、児童虐待の防止やこどもの貧困対策などすべてのこどもと子育て家庭への支援の充実など、包括的な子ども・子育て支援のための計画となるよう策定しました。

計画の位置づけ

- 「木津川市子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として策定するものです。また、次世代育成支援対策推進法の有効期間が令和17（2035）年3月31日まで延長されたことから、同法第8条に基づく「市町村行動計画」にも位置づけられます。さらに「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に努力義務として定められている「子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を包含します。

計画の対象

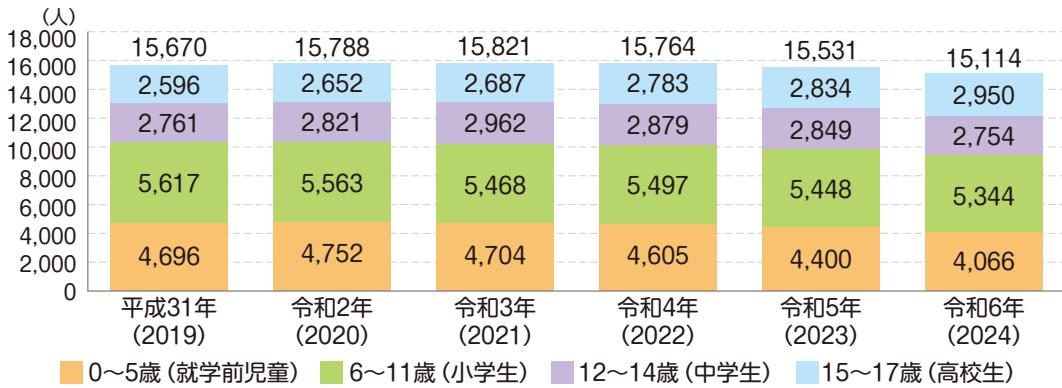
- 概ね18歳までのこどもとその家庭

計画の期間

- 本計画は令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間の計画です。必要に応じ計画の見直しを行うものとします。

こども人口の推移

- 18歳未満の子どもの人口は、令和3年をピークに、以降、減少傾向にあります。15～17歳（高校生）は増加傾向にありますが、0～5歳（就学前児童）の人口減少が大きく、令和3年から令和6年にかけて638人減少し令和6年では4,066人となっています。



※住民基本台帳（各年3月末時点）

計画の基本理念

- こども基本法が令和4年に成立し、令和5年12月にはこども大綱が閣議決定されました。こども基本法第10条では、市町村は、国のかども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、努力義務が課せられています。本計画である「子ども・子育て支援事業計画」は、必ずしもこども計画と一体的に策定する必要はありませんが、将来的にはこども計画と一体的に策定することを予定しています。
- そのため、本計画はこども大綱の施策に関する重要事項を見据え、さらに第2期の「木津川市子ども・子育て支援事業計画」の取り組みをさらに発展させる後継計画的な性格を有するものであることから、第2期の基本理念、上位計画並びに関連計画の構想・理念を踏まえ、本市における子ども・子育て支援の基本理念を次のように設定します。

＼ 基本理念 /

こどもたちの笑顔を未来へ ～「生きる力」にあふれた子育て・子育ち支援～

こどもは、社会の宝であり、人間の営みを未来につなげ、よりよい社会をつくる、かけがえのない存在です。しかしながら、全国的にも子どもの虐待やいじめ、また、近年では子どもの貧困が大きな問題となっています。すべての子どもの人権の確保とともに、子どもが未来に夢を抱いて心身ともに健やかに成長できるように、様々な環境整備を進めていくことが重要です。

そのため、木津川市に生まれ、育つすべての子どもが、人権を尊重され、一人ひとりの子どもの個性や可能性を最大限引き出し、かけがえのない存在として認められ、子ども自身が幸せを感じ、自己肯定感を持って育まれ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるまちを目指します。

また、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、保護者が子どもの成長を喜び、生きがいを持って子育てできることを幸せに感じ、保護者自身も自己肯定感を持ちながら子どもと向き合えるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、支えていくことができるまちを目指します。

そして、いつも夢をもち、自分や他者を大切にし、どんな困難な状況にあっても、粘り強く対処し、未来を切り拓いていくことのできる「生きる力」にあふれた、“きづがわっ子”を育てていきます。



施策展開についての基本的考え方

- 計画の基本理念を実現するために、施策体系を「ライフステージを通した施策」「ライフステージ別の施策」「子育て当事者への支援施策」の3つに分け、子育て支援施策を展開します。

ライフステージを通した施策

- 特定のライフステージのみでなくライフステージを通して縦断的に実施すべきものとして、また、すべてのライフステージに共通する事項として、右記の施策に取り組みます。

- | | |
|------------------------------|-----------------------------------|
| (1) こどもが権利の主体であることの社会全体での共有等 | (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援 |
| (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり | (6) 児童虐待防止対策と社会的擁護の推進及びヤングケアラーの支援 |
| (3) こどもへの切れ目のない保健、医療の提供 | (7) 犯罪などからこどもを守る取り組み |
| (4) こどもの貧困対策 | |

ライフステージ別の施策

- 子育て当事者の「子育て」とは、乳幼児期だけのものではなく、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期を経て、大人になるまで続くものです。本計画では思春期までのライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく施策を展開します。

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) こどもの誕生前から幼児期まで | (2) 学童期・思春期 |
|--------------------|-------------|

子育て当事者への支援施策

- 子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こどもの健やかな成長のために重要であり、これらを踏まえ、以下の施策に取り組みます。

- | | |
|------------------------|----------------|
| (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 | (3) 共働き、共育ての推進 |
| (2) 地域子育て支援、家庭教育支援 | (4) ひとり親家庭への支援 |

計画の進行管理

- 本計画に基づく各施策や事業の実施にあたっては、定期的な進捗管理及び評価を行い、PDCAサイクル [Plan (計画) — Do (実施・実行) — Check (検証・評価) — Action (改善)] のプロセスを踏まえ、本計画を計画的かつ円滑に推進します。
- また、庁内の推進体制や「木津川市子ども・子育て会議」などにおいて進捗状況を報告し、様々な視点から点検・評価を実施するとともに、点検、評価内容をホームページ等で公開することにより、市民や関係機関等への周知を行います。

施策の展開

ライフステージ別の施策

①切れ目ない保健、医療の確保

- 母子健康手帳・マタニティマークの交付
- 妊娠婦健康診査受診券等の交付
- マタニティ広場の推進
- 乳幼児健康診査の受診促進
- 乳幼児健康診査未受診者への対策強化
- 乳幼児健康相談
- 乳児家庭全戸訪問事業

- 不妊治療等給付事業
- 予防接種
- 養育支援訪問事業
- 産後ケア事業
- 国民健康保険税産前産後軽減事業
- こども家庭センターの充実

②こどもの成長の保障と遊びの充実

- 保幼小連携教育の推進
- 質の高い教育・保育の提供体制の確保
- 公民連携による多様な教育・保育ニーズへの対応
- 教育・保育施設の整備・充実
- 病児・病後児保育事業の推進
- 地域子育て支援拠点事業

- 利用者支援事業
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- 保育所等への医療的ケア児の受入
- 乳幼児健康診査未受診者への対策強化（再掲）
- 保育士等の人材確保
- 保育 ICT の推進

①質の高い公教育の実現等

- 個別最適な学びの展開
- 協働的な学びの展開
- 読書活動の推進
- キャリア教育の推進
- 情報教育の推進
- グローバル化に対応できる人材の育成
- 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進
- 小・中学校の施設・設備の整備・充実

- 学校の情報化や図書・教材の整備など、教育環境の充実
- 日本語学習支援員の配置
- 学校等における健康診断や健康教育、健康相談の推進
- 感染症や生活習慣病の予防、性に関する教育の推進
- こどもの食への関心の醸成
- 給食におけるアレルギー対応の徹底
- 望ましい生活習慣・食習慣の確立に向けた啓発

②居場所づくり

- 児童館活動の充実
- 公民館事業の推進

- 図書館における子育て支援
- 放課後子ども教室の推進

③医療体制、こころのケアの充実

- 医療費の助成（子育て支援医療、ひとり親医療）
- 相撲休日応急診療所の運営・周知
- 学校での生徒指導や教育相談の充実

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携
- 教育支援センターの充実

④成年を迎える前に必要な教育

- キャリア教育の推進（再掲）

⑤いじめ防止

- 学校での生徒指導や教育相談の充実（再掲）
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携（再掲）

- 教育支援センターの充実（再掲）

⑥不登校のこどもへの支援

- 学校での生徒指導や教育相談の充実（再掲）
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携（再掲）

- 教育支援センターの充実（再掲）
- こども家庭センターの充実（再掲）

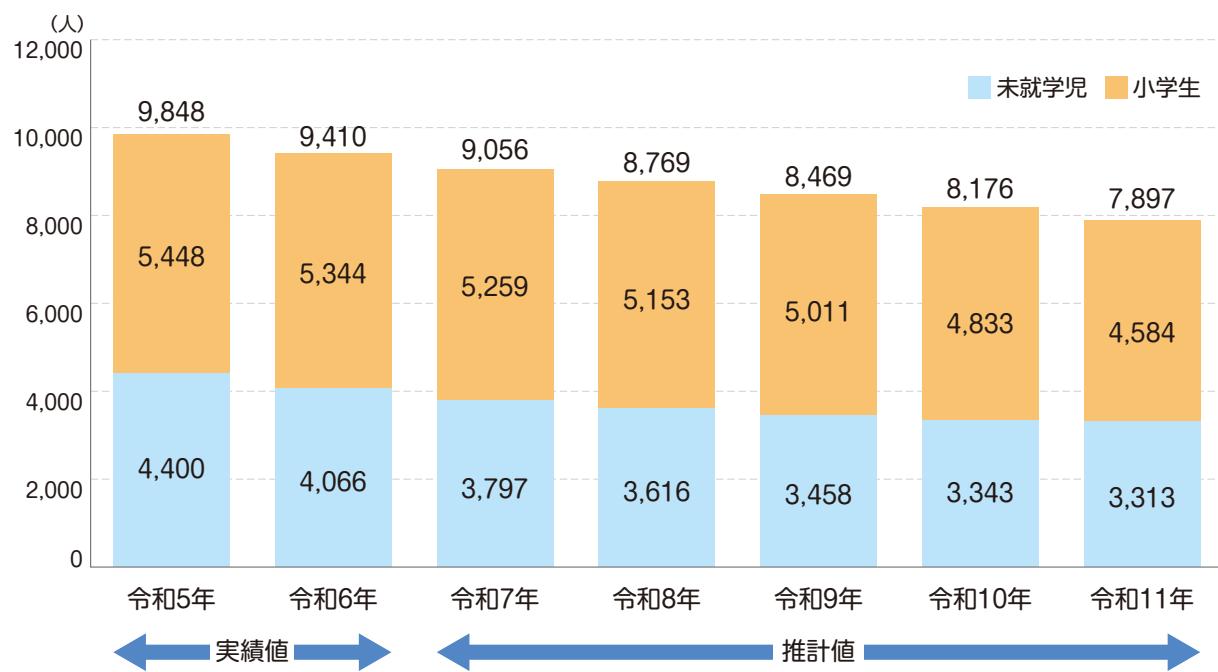
(1) こどもが権利の主体であることの社会全体での共有等	● こどもの権利に関する啓発 ● 人権感覚を育む保育・教育の推進	● 関係機関との連携による人権教育の推進
(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	● 児童館活動の充実（再掲） ● 公民館事業の推進（再掲） ● スポーツ・レクリエーション活動の推進 ● 地域の文化財を学ぶ機会の充実 ● 社会科副読本の充実と活用 ● 芸術演劇鑑賞事業の活用	● 図書館における子育て支援（再掲） ● 放課後子ども教室の推進（再掲） ● こどもの意見表明の機会づくり ● 大学や近隣企業等と連携した取り組みの推進 ● 日本語学習支援員の配置（再掲） ● 遊び場の充実
(3) こどもへの切れ目のない保健、医療の提供	● 乳幼児健康診査の受診促進（再掲） ● 予防接種（再掲） ● 健康づくりや生活習慣病予防の意識啓発 ● 医療費の助成（子育て支援医療、ひとり親医療）（再掲） ● 相楽休日応急診療所の運営・周知（再掲）	● こどもの食への関心の醸成（再掲） ● 望ましい生活習慣・食習慣の確立に向けた啓発（再掲） ● 学校等における健康診断や健康教育、健康相談の推進（再掲） ● 感染症や生活習慣病の予防、性に関する教育の推進（再掲）
(4) こどもの貧困対策	● 市内私立幼稚園保護者負担軽減補助金 ● 育英資金交付事業 ● 子育て支援医療制度 ● 実費徴収にかかる補足給付事業 ● 要保護・準要保護世帯の児童生徒にかかる学用品費等の就学援助	● 生活困窮者に対する相談支援（「生活困窮者自立支援法」に基づく相談窓口の開設） ● ハローワーク等との連携による就労支援 ● こども家庭センターの充実（再掲）
(5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援	● 発達相談 ● 幼稚園・保育所巡回相談 ● 関係機関との連携強化による教育相談、療育相談の充実 ● 障害福祉サービス事業 ● 障害児通所支援事業	● 個別の指導計画や教育支援計画の作成と取り組み ● 特別支援教育の推進 ● 関係機関との連携による障がいのある子どもの支援 ● 保育所等への医療的ケア児の受入（再掲）
(6) 児童虐待防止対策と社会的擁護の推進及びヤングケアラーの支援	● 市民に対する児童虐待に関する意識啓発と通報窓口の周知 ● 育児のハイリスク者等の早期発見・早期介入 ● 要保護児童対策地域協議会など関係団体等との連携強化	● ヤングケアラーの支援 ● こども家庭センターの充実（再掲）
(7) 犯罪などからこどもを守る取り組み	● 青少年関係団体との連携による有害環境の浄化 ● 喫煙や飲酒、薬物乱用等の防止教育の推進及びSNSに係る非行防止教育の推進 ● 携帯電話やスマートフォン等の安全な使い方の啓発やモラル等適切な指導 ● 登下校の安全を見守るボランティアの活動支援 ● 木津川市通学路安全推進会議による通学路の安全確保 ● こどもに対する交通安全教育の推進	● 自転車通学安全補助金（ヘルメット購入補助金）の支給 ● 防犯意識向上のための訓練等の定期的な実施 ● 地域実態に応じた学校安全マップの活用 ● 青色パトロール事業の推進 ● 小学校入学時の防犯ブザーの配付 ● 危機管理マニュアルの再点検と危機管理体制の整備 ● 防災ジュニアリーダーの育成 ● 学校等における避難訓練等防災教育の実施

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	● 市内私立幼稚園保護者負担軽減補助金（再掲） ● 育英資金交付事業（再掲） ● 子育て支援医療制度（再掲） ● 実費徴収にかかる補足給付事業（再掲）	● 要保護・準要保護世帯の児童生徒にかかる学用品費等の就学援助（再掲） ● 幼児教育・保育の無償化（補足給付）
(2) 地域子育て支援、家庭教育支援	● 待機児童の解消 ● 一時預かり事業の推進 ● 病児・病後児保育事業の推進（再掲） ● 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業） ● ファミリー・サポート・センター事業 ● 地域子育て支援拠点事業（再掲） ● 利用者支援事業（再掲） ● 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（再掲） ● 放課後児童クラブ事業	● 子育て交流機会の創出 ● 地域の子育て支援団体との連携の促進 ● 老人クラブ活動等世代間交流活動の促進 ● 木津川市地域で支える学校教育推進事業（地域学校協働本部） ● コミュニティ活動の支援 ● 親の子育てに対する相談・サポート体制の充実 ● 保護者の学びの支援（子育て講座、父親教室等） ● 多様な媒体による情報発信の推進
(3) 共働き、共育ての推進	● 男女共同参画の推進 ● 保護者の学びの支援（子育て講座、父親教室等）（再掲）	● 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての啓発
(4) ひとり親家庭への支援	● 高等職業訓練促進等給付金の支給 ● 自立支援教育訓練給付金の支給	● 母子・父子自立支援員による相談の推進 ● 経済的支援（ひとり親家庭医療費助成制度、児童扶養手当、母子家庭奨学金）

教育・保育等の量の見込みと提供体制

将来のこども人口

- 市全体の未就学児は、令和6年の4,066人から減少し、令和11年には3,313人となる見通しです。また、小学生人口は、令和6年の5,344人から減少し、令和11年には現在の約86%の4,584人となる見通しです。
- なお、人口動態については流動的であるため、計画期間内の人口推移に留意し、必要に応じて中間見直しを行うこととします。



教育・保育提供区域

- 子ども・子育て支援法第61条第2項第1号において、教育・保育提供区域とは、「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」とされています。
- 市は、この教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに需要の指標となる「量の見込み」と供給の指標となる「確保方策」のバランスを見て、教育・保育施設や地域の子育て支援等を計画的に整備、推進することになります。
- 第3期計画においても、第2期計画を継承し、教育・保育提供区域について、次のとおり設定します。

[木津川市の教育・保育の提供区域]

- 認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域等、基本となる提供区域は、「市全域」の1区域とします。
- 地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な12事業）の提供区域は、放課後児童健全育成事業は「小学校区」とし、その他の事業は「市全域」の1区域とします。

教育・保育の量の見込みと確保の内容

- 公立幼稚園については、その在り方や役割等を考慮しながら適正な供給量の確保に努めるとともに、認定こども園への移行について検討します。
- 公立幼稚園及び公立保育所については、「木津川市公立保育所民営化等実施計画」「木津川市公立幼稚園再編実施計画」に基づき、施設の統合・再編、民間移管等のあらゆる手法を用いて、待機児童対策及び適切な集団規模での教育・保育の提供に向けて取り組みを進めるとともに、計画の見直しについても検討を進めます。

(1) 1号認定(幼稚園、認定こども園等) (2号認定の幼稚園の利用希望を含む) の量の見込み

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		人	764	709	642	607	597
内訳	1号認定	人	711	660	598	565	556
	2号認定	人	53	49	44	42	41
確保の内容②		人	775	775	775	775	775
内訳	特定教育・保育施設	人	565	565	565	565	565
	確認を受けない幼稚園	人	160	160	160	160	160
	上記以外	人	50	50	50	50	50
差異 (②-①)		人	11	66	133	168	178

(2) 2号認定(保育所、認定こども園等) の量の見込み

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		人	1,395	1,316	1,210	1,177	1,176
確保の内容②		人	1,569	1,569	1,569	1,569	1,569
差異 (②-①)		人	174	253	359	392	393

(3) 3号認定(保育所、地域型保育、企業主導型保育等) の量の見込み

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		人	772	770	812	819	832
内訳	0歳児	人	101	100	99	98	99
	1歳児	人	280	310	311	314	318
内訳	2歳児	人	391	360	402	407	415
	確保の内容②	人	964	964	964	964	964
内訳	0歳児	人	157	157	157	157	157
	特定教育・保育施設	人	141	141	141	141	141
	地域型保育	人	16	16	16	16	16
	1歳児	人	363	363	363	363	363
	特定教育・保育施設	人	333	333	333	333	333
	地域型保育	人	22	22	22	22	22
	企業主導型保育施設地域枠	人	8	8	8	8	8
	2歳児	人	444	444	444	444	444
	特定教育・保育施設	人	414	414	414	414	414
	地域型保育	人	22	22	22	22	22
企業主導型保育施設地域枠		人	8	8	8	8	8
差異 (②-①)		人	192	194	152	145	132

地域子ども・子育て支援事業

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	提供体制、確保策の考え方	
延長保育事業	量の見込み①	人日	16,288	15,512	14,834	14,341	14,212	就労形態の多様化等に伴う延長保育のニーズに対応するため、引き続き保育所や認定こども園において延長保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。	
	確保の内容②		16,288	15,512	14,834	14,341	14,212		
	②-①		0	0	0	0	0		
放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	量の見込み①	人	1,289	1,263	1,232	1,187	1,117	安全・安心な居場所の確保を図ります。また、民間学童の拡充や、長期休暇中の利用など、多様化する保護者ニーズへの対応を検討します。	
	確保の内容②		1,289	1,263	1,232	1,187	1,117		
	②-①		0	0	0	0	0		
子育て短期支援事業	量の見込み①	人日	27	25	24	24	23	要保護児童等への支援を行うため今後も継続して事業を実施するとともに、事業委託先の新規開拓により、受け入れ態勢の強化を図ります。	
	確保の内容②		27	25	24	24	23		
	②-①		0	0	0	0	0		
地域子育て支援拠点事業	量の見込み①	人日	31,135	30,638	31,250	30,982	30,925	気軽に訪れ、交流することができる場を引き続き確保するとともに、より多くの親子が利用できるよう、積極的な情報発信や利用しやすい仕組みづくりを進めます。	
	確保の内容②	箇所	7	7	7	7	7		
一時預かり (幼稚園在園児)	量の見込み①	人日	5,846	5,428	4,916	4,643	4,571	引き続き利用者のニーズに対応できるよう提供体制を確保し、育児に伴う負担軽減に努めます。	
	確保の内容②		5,846	5,428	4,916	4,643	4,571		
	②-①		0	0	0	0	0		
一時預かり (幼稚園以外)	量の見込み①	人日	7,466	7,110	6,800	6,574	6,515	引き続き利用者のニーズに対応できるよう提供体制を確保し、育児に伴う負担軽減に努めます。	
	確保の内容②		7,466	7,110	6,800	6,574	6,515		
	②-①		0	0	0	0	0		
病児・病後児保育事業	量の見込み①	人日	116	110	105	102	101	保護者の子育てと就労の両立を支援するため、今後も継続して事業を実施するとともに、安心して利用できる体制について検討を進めます。	
	確保の内容②		116	110	105	102	101		
	②-①		0	0	0	0	0		
	箇所数	箇所	1	1	1	1	1		
ファミリー・サポート・センター事業	量の見込み①	人日	738	715	691	667	644	会員が相互に育児に関する援助活動を行うことにより、地域コミュニティの活性化と安心して子育てができる環境づくりを進めます。	
	確保の内容②		738	715	691	667	644		
	②-①		0	0	0	0	0		
利用者支援事業	量の見込み①	箇所	2	2	2	2	2	子ども家庭センターを開設し、支援を要する家庭に必要な支援を切れ目なく提供できるよう相談体制を強化します。	
	確保の内容②		2	2	2	2	2		
	②-①		0	0	0	0	0		
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	人日	528	520	516	514	517	必要な情報の提供や適切な支援につなげるため、引き続き乳児家庭訪問を実施します。	
	訪問率		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
養育支援訪問事業	世帯数見込み	件	14	13	13	12	12	養育に関する支援が必要な家庭を早期に発見できるよう相談体制を強化し、必要に応じ関係機関と連携し、適切な支援につなげます。	
	訪問件数見込み		69	64	64	59	59		
妊娠婦健康診査事業	量の見込み	人	483	475	472	470	473	母子の健康保持と異常の早期発見のため、医療機関等で健診を定期的に受診できるよう、継続して事業を実施します。	
	健診回数	回	7,728	7,600	7,552	7,520	7,568		
産後ケア事業	量の見込み①	人日	70	69	68	67	66	出産後、支援を必要としている産婦に対し、助産師等による早期のケアが提供できるよう支援を行います。	
	確保の内容②		70	69	68	67	66		
	②-①		0	0	0	0	0		
妊婦等包括相談支援事業	量の見込み①	回	1,515	1,497	1,479	1,464	1,443	「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。今後も、面談等を通じて妊娠婦の伴走支援を行います。	
	確保の内容②		1,515	1,497	1,479	1,464	1,443		
	②-①		0	0	0	0	0		
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	量の見込み①	人	-	37	36	35	34	既存の教育・保育施設及び地域子育て支援施設等の活用や保育士の確保、効率的な制度の運用により供給量の確保に努めます。	
	確保の内容②		-	37	36	35	34		
	②-①		-	0	0	0	0		
子育て世帯訪問支援事業								令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。今後、他自治体の先進事例を参考に検討を進めます。	
児童育成支援拠点事業									
親子関係形成支援事業									

編集・発行 / 令和7年3月

木津川市 健康福祉部 こども未来課

〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外 110番地9

TEL:0774-75-1212(ダイヤルイン) FAX:0774-72-0553

Email:kosodate@city.kizugawa.lg.jp

令和7年4月から組織が変わります

こども未来部こども未来課

TEL:0774-75-1229

Email:kodomo@city.kizugawa.lg.jp